

人権なら

2020年8月1日

第116号

NPOなら人権情報センター

●ひと・まち・生き生き

50年間の運動を振り返る

石元清英さんが山下力さんから聞き取り

元関西大学教員の石元清英さんが山下力さんへの聞き取り作業を進めている。2人は4月10日に会って、作業の進め方を打ち合わせ。第1回目は6月22日に実施した。その後、2回目を7月6日に、3回目を7月20日に済ませた＝写真。4回目は8月17日を予定している。



聞き取り作業は2週間に一回のペースで進めている。毎回、新型コロナウイルス感染に対する注意を払いながら、午後2時から5時過ぎまで、田原本事務所で実施している。作業は5回ほどで終わる見込み。

解放運動と出会い、大衆運動に惚れ込んだ

第1回目の内容は、①解放運動との出会い、上但馬に戻った1967年頃の地域の生活実態、グローブ・ミット・スキー靴などの部落産業②部落出身を隠した生き方、東京での生活、自身の被差別体験、カミングアウト③糾弾会に参加、支部組織づくり、1969年9月の支部結成、住宅要求闘争、村はどう変わったのか④奈良における解放運動(60年代後半～70年代)、「失われた10年」、1980年代の運動、運動内部における部落の現状認識⑤旭ヶ丘小学校差別事件(1979年)、天理西中学校差別事件(1989年)。



聞き取りの中で山下さんは、式下中学校差別事件

について、「村のみんなとは別に一人で参加した」「学問のない村のおっさんが、差別発言をした人間を追い込んでいく姿をみて、糾弾にしぶれた」と。支部結成後、初めての住宅要求闘争、そして入居をめぐって対立が続き、嫌気が指していたときに、「一番困ってる人から入れたらんかい、との声が出て、大衆運動に惚れ込んだ」などと語っていた。

「部落民もまた差別する存在」だと認識

2回目の内容は、①解放運動との出会い(補遺)、1970年代の同和対策事業、その効果と問題点②ドルショック・オイルショックと進学や就職③1980年代一運動内部での現状認識、就労・生活・住宅・教育④部落の生活実態の変化に気づいたきっかけ、日本共産党との対立、「国民融合論」の登場(1975年)、「部落解放基本法要求運動」をどう見ていたか、旭ヶ丘小学校差別事件(1979年)、天理西中学校差別事件(1989年)⑤1993年までの差別糾弾闘争、93年以降の差別糾弾闘争、可視化されない部落・部落民。



この聞き取りの中で山下さんは、部落差別を「いわれなき差別」と掴んだが、一部の仲間から「いわれのある差別があるのか」と問われたことや、「内なる差別」との戦いに敗北したことを語り、「部落内における」女性や障害者、他の被差別マイノリティーへの差別意識をめぐり、「部落民もまた差別する存在」であるとの認識に辿り着いた、と話していた。

聞き取り作業を通して、「当時の熱」とともに、解放運動の中にいた活動家一人ひとりが「語り出す」ことの重要性を改めて感じた。また、多くの刺激も受けた。

やまゆい園事件4年で集会

「どんな命も、亡くして良い命はありません」

「やまゆい園事件から4年—新型コロナの中での地域の暮らしを考える」集会が7月26日、奈良市内であった。



奈良県障害者差別をなくす条例推進委員会と相模原やまゆい園事件を考える会・奈良が主催した＝写真。

参加者たちは第二波コロナの感染拡大のため、互いに距離を空けて着席。集会では、ピープルファースト奈良の中村清司さんが主催者あいさつした。

考える会・奈良の渡辺哲久さんは「やまゆい園における虐待についての検証委員会の中間報告」について語った。検討委員会は5月に入り、何の説明もなく、突然、打ち切りになった、と怒りを込めて報告。また、昨年12月の集会で講演した最首悟さんへのインタビュー記事(7月23日付毎日新聞)を紹介した。

上野久美さん、山下京子さんが「命」を語る

NPO自立生活支援センター「フリーダム21」の上野久美さんと山下京子さんは、インターネット回線を利用してリモート参加した。

上野さんは「コロナ感染の重症患者の人工呼吸器にかんする〈命の選別〉に反対する」をテーマに、「フリーダム21」の活動や、神経筋疾患(脳、脊髄、末梢神経、骨格筋などの異常によって、筋力の低下や身体運動に障害を受ける病気の総称。筋ジストロフィーなどがある)障害のネットワーク活動を報告した。

また、「出生前診断」「着床前診断」についてパネルを使って説明。「20歳まで生きることが出来ない受精卵は排除(廃棄)」されていると厳しく批判した。

山下さんは「やまゆい園事件を知り、怖かった」ことを話し、「ヘルパーさんや近所の人と顔を合わせるのが不安でした」と語った。死刑判決にも触れ、「どんな

命も、亡くして良い命はありません」と訴えた。

また、「遺伝子治療」に触れ、最初のターゲットは「筋ジス」だったこと。「ほぼ20歳までしか生きられないのに、高度な医療と費用が必要」だとして、遺伝子治療が施されてきた、と強く批判した。

奥田和男さんが「アウトリーチ支援」で問題提起

続いて、奥田和男さん(奈良県精神障害者家族会連合会)が「精神障害者が地域で暮らすためのアウトリーチ支援」をテーマに問題提起。「家族に依存した障害者支援施策の現状」「家族による支援から社会による支援へ」「訪問による支援で外出が可能になった事例」を話した。



未だに、家族に依存した厳しい状況があると述べ、この現状を変えていくためにも、家族支援から地域支援への転換が重要だとして、「発病時に訪問し、医療につなぐ危機介入チーム」や、「治療が進まない慢性の障害者を訪問支援するACT(包括的地域生活支援)チーム創設」の必要性を強調した。

また、「匿名性」に触れ、自身の息子が発病したことや、メディア取材を受けた際の葛藤について語った。

このあと、会場からの質問や意見表明を受け、県障害者協議会の小嶋真人さんがまとめを行った。

三宅町人権学習講座始まる

2020年度は7、8、9、10、11月に計5回

三宅町人権学習講座(全5回)が始まり、第1回目が7月30日にあった。弁護士の川村容子・女性への暴力ホットライン奈良代表が「DVとコロナ感染」のテーマで話をした(詳細は次号)。第2回は8月18日に。関西退所者原告団の宮原正吉・いちょうの会会長と、ハンセン病支援センターの加藤めぐみさんが「ハンセン病隔離政策で奪われた人権」のテーマで話をする。

「内心の静穏は保護されるべき」

フジ住宅ヘイトハラスメント裁判で有罪判決

フジ住宅ヘイトハラスメント裁判の判決が7月2日、大阪地裁堺支部であった。裁判長は「職場で差別的取り扱いを受けるおそれがないという労働者の内心の静穏は保護されるべきだ」との判断を示し、同社と今井光郎会長に対して計110万円の支払いを命じた。



フジ住宅(株)は大阪府岸和田市に本社のある東証1部上場の不動産大手の会社。1000人余が働く。同社および会長は、「在日は死ねよ」などのヘイトスピーチをはじめ、人種民族差別的な記載、あるいはこれらを助長する記載のある文書や、会長が信奉する見解を記載した文書を大量かつ継続的に社内配布。

さらに、育鵬社教科書採択運動への動員などを従業員に強要。会長の本人尋問があった昨年10月31日の第16回期日にも、社員ら約600人を大量動員した。パワハラかつ嫌韓・反中ヘイトの会社である。

民族差別文書を全従業員に大量配布

原告の在日韓国人3世の50代女性は、2002年に入社。社内で差別的表現を含む資料が配布され、人種差別・民族的差別的言動によって筆舌しがたい精神的苦痛を受けてきた。2015年1月、会社に対して改善を申し入れ。同年3月には大阪弁護士会に人権救済を申し立てた。同年8月、会社は女性に退職勧奨を行った。女性は被った精神的苦痛に対する損害賠償を求め、会社と会長を相手取って提訴した。大阪弁護士会は2019年7月、社員への文書配布と教科書採択運動への動員中止を会社に勧告した。

被告側は裁判過程でヘイトスピーチなどの言動を表現の自由の問題だとし、全体の文脈からヘイト表現には当たらない、などと度し難い主張を述べてきた。

コロナ差別とハンセン病

架け橋長島・奈良を結ぶ会が学習会

架け橋長島・奈良を結ぶ会が7月4日、天理市内で「コロナ差別とハンセン病」の学習会を開いた。稲葉耕一会長があいさつ。吉岡伸晃・県人権教育研究会前会長が「新型コロナウイルス差別とハンセン病」をテーマに提起した。



吉岡さんは「新型コロナウイルス感染症が世界中に拡大すると同時に、多くの人権侵害(差別)が起きている」と前置き。ハンセン病問題との共通している点は何か。根底には何があるのか。私たちは何をしなければならぬか、を共に考えたいと語った。

「無らい県運動」を彷彿させる「自粛警察」

吉岡さんは部落解放・人権研究所が5月23日に開催したシンポ「新型コロナ差別を考える」での松村元樹さん(三重)の報告「新型コロナウイルス差別の実態」と、内田博文さん(ハンセン病市民学会共同代表・九州大学名誉教授)の報告「ハンセン病差別と新型コロナ禍差別」を紹介。「自粛警察」の行為は「無らい県運動」を彷彿させる。「重症患者」の急増で「人工呼吸器」が不足し、「命の選択」を余儀なくされる医療従事者の悲痛な叫びと、「社会の同調圧力」が高まる中で、差別と排除が広がっている、と話した。



続いて、臼井義成・県人権擁護委員連合会前会長が「コロナたたきとハンセン病」をテーマに話をした。「無自覚の民間が暴走」(6月8日付読売新聞)を基に思うことを述べたいとして、「日本では、同情と差別が表裏一体のことが多く、いたわりの対象だった弱者が声を上げると、一転して叩かれることも」などと話した。

会場からの質問や意見もあり、学習会は終了した。

「賠償請求権は消滅」と判決

東京地裁が北三郎さんの請求を不当棄却

旧優生保護法下で不妊手術を強制されたとして国に賠償を求めて提訴していた北三郎さんに対する判決が6月30日、東京地裁であった＝写真。判決は「原告の訴えを棄却する」というものだった。

裁判長は「旧優生保護法に基づく強制的な手術は憲法13条が保護する



私生活上の自由を侵害する」と判断。だが、手術から20年以上が経過したこと、国が優生保護法を母体保護法に改正した平成8(1996)年の時点で提訴ができたことを理由に、賠償請求権は消滅しているとして、北さんの請求を不当にも棄却。違憲の判断も避けた。

中学生のとき、強制的に優生手術を受ける

北さんの声は届かず、期待は裏切られた。救済されなかったことに私はショックを受けた。さらに、「介助の必要な方から出てください」との裁判長の言葉に不快

編集後記 ☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

私たちは今、コロナ危機に加え、気候危機にも直面している。繰り返される大災害がその深刻さを示している。世界中が地球温暖化によって森林火災、熱波、干ばつ、洪水、豪雨、バッタ大量発生などに見舞われている。結果、難民が増える。食糧不足が生じる。伝染病も広がる。EUは2050年までに温室効果ガスを実質ゼロにする、という。脱炭素社会の実現は急務。脱石炭火力は国際潮流だ。だが、日本は石炭火力発電所を全国7カ所で建設。輸出まで図る。環境NGOから2回も「化石賞」を贈られる始末だ。持続可能社会の実現に向け、経済システムを転換し、危機の克服をめざしたい。

感を持った。国や裁判所は北さんのことを上辺でしか考えていない、と感じた。

北さんは中学生のとき、何も告げられないまま強制的に優生手術を受けさせられた。その後、子どもを持ってないことに対する社会からの差別に怯え、劣等感を抱えて暮らしてきた。

このような北さんに平成8(1996)年までに提訴が可能だっただろうか。「差別は許されないという意識が国内に広く浸透していた」とは言え、周りの人に助けを求めることが簡単にできただろうか。国は法改正したことで責任を果たしたと言えるのだろうか。

打ち勝つまで「正義と公平な裁判を」と

私は、呆然とした顔で脇を抱えられながら法廷から出てくる北さんを見た。しかし、このあと、北さんは「この裁判に打ち勝ちたい。

この苦しみを墓場まで持っていきたくない」と力強く話された。この言葉を聞いて、私たちは元気づけられた。北さんは、お金ではなく、国から「すみませんでした」の一言をずっと待っているのだ。



この日、北さんは「正義と公平な裁判を」と書いた紙に桜の飾りを組み合わせたバッジ(写真)を作り、応援に来た人たちに配った。私もそのバッジを付けて応援した。北さんの表情からは、緊張と気合いが窺えた。

北さんは今、苦しみを抱えながら、控訴に向けて準備をされていることだろう。私も北さんの思いが叶うように願いながら、最後まで応援を続けていきたい、と考えている。
(ひまわりの家支援員・西村知与)

ニュースレター「人権なら」

発行:NPO法人なら人権情報センター

〒636-0223

奈良県磯城郡田原本町鍵301-1

TEL:0744-33-8585/FAX:0744-32-8833

E-mail:info@nponara.or.jp

http://www.nponara.or.jp/